

第5回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和2年10月28日(水) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町商工会館2階

出席	欠席	農業委員	出席 8 名	欠席 1 名	農地利用最適化推進委員	出席 9 名・欠席 4 名
○1番	○6番	藤原 健祐		佐藤 良一	×刈谷 哲二	○邑田 昌平
○2番	○7番	田村 和弘		横畠 悦子	×田村 克郎	○眞辺 忠志
○3番	○8番	森田 有紀		横畠 増吉	○田村 宮幸	×澤村 重隆
○4番	×	氏原 延		9番 北添 正男	○森 正彦	○山口 修二
○5番		田村 公史			○野村 隆博	○伊藤 洋章

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程	日程	第 1 開	会
	同 第 2	議事録署名委員選任	
	同 第 3	報	告
	同 第 4	議	事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件

第 3 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

同 第 5 そ の 他

同 第 6 閉 会

議長（田村会長職務代理）

定刻となりましたので、これより第5回農業委員会定例総会を開会します。

本日は9番 北添 正男 委員、農地利用最適化推進委員の 刈谷 哲二 委員、田村 克郎 委員、澤村 重隆 委員、織田 敦全 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、2番 田村 和弘 委員と3番 森田 有紀 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、10月6日と12日に令和2年度認定農業者再認定面談が高吾改良普及所で開催され、事務局より前田が出席しています。

14日には、第5回佐川町農業関係機関打合会が高吾改良普及所で開催され、事務局より前田が出席しています。

15日には、令和2年度農業者年金加入推進特別研修会がJ A高知ビルで開催され、推進部長である氏原延委員が出席しています。

16日には、令和2年度農業振興地域整備計画全体見直し 及び 農地転用に係わる事務説明会が高知城ホールで開催され、事務局より私、森田と前田が出席しています。

22日には、農業委員会業務研修会が高知共済会館で開催され、事務局より私、森田と前田が出席しています。

23日には、令和2年度（後期）農業委員会高岡郡協議会が日高村社会福祉センターで開催され、会長

と私、森田が出席しています。

28日が本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 使用貸借解約届3件について報告します。

5番が、貸し手が■■■■■さんの相続人代表である、■■■■■の■■■■■さん。借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■■番■■■■■。地目が田で、面積が1,223㎡。契約の内容は令和2年2月1日から令和7年1月31日までの5年間の利用権設定で、受付日が令和2年9月30日、解約日が令和2年12月31日となります。

6番が、貸し手が■■■■■さんの相続人代表である、■■■■■の■■■■■さん。借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■■番■■■■■。地目が田で、面積が408㎡。契約の内容は令和2年2月1日から令和7年1月31日までの5年間の利用権設定で、受付日が令和2年9月30日、解約日が令和2年12月31日となります。

7番が、貸し手が■■■■■の■■■■■さん。借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が中組字■■■■■番■■■■■ 他1筆。地目が田で、面積が合計で981㎡。契約の内容は令和2年2月1日から令和7年1月31日までの5年間の利用権設定で、受付日が令和2年10月14日、解約日が令和2年10月13日となります。

つづきまして、報告事項3. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書3件について報告します。

67番が、所有者が[]の[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が永野字[]番。地目は田で、面積が1,534㎡。受付日・受理日ともに令和2年10月2日。権利取得日が平成5年10月4日で、取得事由が相続となっています。

68番が、所有者が[]の[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が川ノ内組字[]番 他1筆。地目は田と畑で、面積が合計で3,661㎡。受付日・受理日ともに令和2年10月6日。権利取得日が平成29年7月25日で、取得事由が相続となっています。

69番が、所有者が[]の[]さん。権利取得者が[]の[]さん。土地の所在が加茂字[]番 他1筆。地目は田で、面積が合計で1,261㎡。受付日・受理日ともに令和2年10月15日。権利取得日が平成27年10月6日で、取得事由が相続となっています。

以上で報告を終わります。

議長（田村会長職務代理）

事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（田村会長職務代理）

それでは、これで報告を終わります。つづきまして、第1号議案 農地法第3条に関する件を議案とします。今回は委員からの申請がありますので、21番から25番を先に審議し、その後で20番を審議し

事務局（前田主任）

たいと思います。事務局の説明を求めます。

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件6件中5件を説明します。

21番は譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が黒原字■■■■番 他4筆。地目は田が2筆と畑が3筆で、面積が合計で3,075㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転となっています。

22番は譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が黒原字■■■■番 他3筆。地目は畑で、面積が合計で536㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転となっています。

23番は譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が黒原字■■■■番■■■■。地目は畑で、面積が228㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転となっています。

24番は譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が黒原字■■■■番■■■■。地目が畑で、面積が1,372㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転となっています。

25番は譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が黒原字■■■■番■■■■。地目が田で、面積が633㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転となっています
全て、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（田村会長職務代理）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

7 番横畠委員

21 番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の近くにある田、畑です。
譲受人は■■■■で、主に水稻、苺を栽培しています。
農機具等も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も、何ら問題ありません。

山口推進委員

22 番について報告します。申請地は■■集落にあり、■■■■の南300mにある畑です。
譲受人は酪農経営をする専業農家で、申請地では牧草を耕作する予定とのことです。農機具類も所有し
また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

7 番横畠委員

23 番について報告します。申請地は■■■■集落から■■■■に入る三叉路の東にある畑です。
譲受人は水稻と野菜を耕作する専業農家で、申請地は柿を植えています。農機具等も所有し、世帯の経営
状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、24 番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■より100m程南の
畑です。

譲受人は建設業を営んでいますが、農地も下限面積以上を所有し、ここでは野菜などを作る予定だそうです。
農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、２５番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、譲受人の経営する■■■■の近くにある畑です。

譲受人は主にお茶を栽培する専業農家ですが、申請地では大豆を作っています。農機具等も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（田村会長職務代理）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（田村会長職務代理）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案の２１番から２５番について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（田村会長職務代理）

賛成全員。よって、第１号議案の２１番から２５番は申請のとおり決定しました。つづきまして第１号議案の２０番について審議します。２０番については、８番横畠増吉委員からの申請のため、８番横畠委員の退席を求めます。

【８番横畠委員 退席】

議長（田村会長職務代理）

8番横畠委員が退席しましたので、事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案の20番について説明します。

譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が黒原字■■■■番 他7筆。地目は田が5筆と畑が3筆で、面積が合計で6,903㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転となっています。

行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（田村会長職務代理）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

伊藤推進委員

20番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■近くの南北300～400m以内の8筆です。

譲受人は畜産農家で、申請地では稲作と放牧地にする予定とのことです。農機具も全て所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（田村会長職務代理）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（田村会長職務代理）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案の２０番について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（田村会長職務代理）

賛成全員。よって、第１号議案の２０番は申請のとおり決定しました。
８番横畠委員の着席を求めます。

【８番横畠委員着席】

議長（田村会長職務代理）

つづきまして、第２号議案農地法第４条に関する件について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第２号議案農地法第４条に関する件２件について説明します。

２番は申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■。地目は田で、面積は８３８㎡。転用目的は太陽光発電施設の設置で、農地区分は第３種農地となっています。

３番は申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■ 他１筆。地目は畑で面積は合計で６５㎡。転用目的は墓地及び花壇の設置で、農地区分は第２種（その他）、行政書士の田中中勇さんが代理人となっています。

なお、３番については先月提出された５条申請を県へ進達した際に、譲渡人である今回の申請者が隣接

地を墓地へ無断転用していたことが判明しました。転用行為をしてから20年を経過していなかったことから非農地証明が出来ないため、今回の申請となりました。

説明は以上です。

議長（田村会長職務代理）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

田村宮幸推進委員

2番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の西側の土地です。東側、西側、南側は水田で、北側は建設省（国土交通省）の河川道路となっています。関係者の承諾も得ております。

また、排水の計画も問題なく、施設への進入路も確保できており、何も問題ありません。

事務局（森田事務局長）

3番につきまして、確認委員である刈谷推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■集落にあり、■■■■線■■■■の東側10mを南に20m入った左側にあります。南側は譲渡人の自宅、東側は■■■■、北側は宅地で、関係者の承諾も得ております。また、排水の問題もなく、墓地への進入路も確保できており、何も問題ありません。

報告は以上です。

議長（田村会長職務代理）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（田村会長職務代理）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（田村会長職務代理）

賛成全員。よって、第2号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第3号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件を議題とします。今回は委員からの申請がありますので、123番から132番を先に審議し、その後は133番のみと134番から135番、最後に136番のみで区切って審議したいと思います。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案佐川町農用地利用集積計画（10月分）14件中10件について説明します。

123番は、貸し手が■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番。地目は田で、面積が2,259㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり5万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和2年11月1日から令和5年10月31日までの3年間です。

124番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番 他1筆。地目は田で、面積が合計で1,976㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり5万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和2年11

月１日から令和５年１０月３１日までの３年間です。

１２５番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番 他１筆。地目は田で、面積が合計で１，１０１㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり５万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和２年１１月１日から令和５年１０月３１日までの３年間です。

１２６番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番。地目は田で、面積が４８２㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり５万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和２年１１月１日から令和５年１０月３１日までの３年間です。

１２７番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番。地目は田で、面積が１，４９５㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり３万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和２年１１月１日から令和５年１０月３１日までの３年間です。

１２８番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番。地目は田で、面積が１，２３８㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり３万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和２年１１

月１日から令和５年１０月３１日までの３年間です。

１２９番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■■■。地目は田で、面積が１，６０９㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が全体で１万５千円。作付け予定は水稻で、設定期間が令和２年１１月１日から令和５年１２月３１日までの３年２ヶ月間です。

１３０番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番■■■■。地目は畑で、面積が９９０㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が全体で２万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和３年１月１日から令和５年１２月３１日までの３年間です。

１３１番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番■■■■。地目は田で、面積が４０８㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が全体で４千円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和３年１月１日から令和５年１２月３１日までの３年間です。

１３２番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番■■■■。地目は田で、面積が１，２２３㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が令和３年度は無料で、令和４年度以降は全体で１万円。作付け予定は

ショウガで、設定期間が令和３年１月１日から令和５年１２月３１日までの３年間です。

説明は以上です。

議長（田村会長職務代理）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

１２３番から１２６番につきまして、確認委員である田村克郎推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■集落の区画整理された水田の中央付近です。現在の状況はショウガが植え付けられた状態でよく出来ており、収穫直前といったところです。

借受人は主にショウガを栽培する専業農家で、農機具類も所有し、世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件にも問題ありません。

報告は以上です。

４番氏原委員

１２７番について報告します。申請地は■■■■から■■■■にぬける通称■■■■の町道左の田で、借受人は主にショウガを栽培する専業農家で、現在ショウガが栽培されています。

農機具類も所有し、また世帯の経営状況も問題はありません。地域との調和要件も問題ありません。

つづきまして、１２８番について報告します。申請地は■■■■集落と■■■■の境で、町道■■■■線の下田です。借受人は主にショウガを栽培する専業農家で、現在ショウガが栽培されています。

事務局（森田事務局長）

農機具類も所有し、また世帯の経営状況も問題はありません。地域との調和要件も問題ありません。

１２９番につきまして、確認委員である刈谷推進委員に代わり、報告書を代読させていただきます。

申請地は■■■■集落にあり、■■■■線、■■■■を北西に３００ｍ行った、■■■■川手前、左側にあります。

借受人は主にショウガ・甘トウを栽培する専業農家です。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

報告は以上です。

眞辺推進委員

１３０番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の西方約１００ｍの休耕地です。

借受人は■■■■を卒業して、来年で３年目のショウガ専業農家です。現在、主要農機具は動力噴霧器のみですが、トラクター、管理機等はグループの持ち物をリースし、今後順に揃えとのこと。地域との調和要件も満たしており、何の問題もありません。

森推進委員

１３１番について報告します。申請地は■■■■の町道■■■■線、■■■■へ分岐する橋の東約５０ｍの南側に隣接している。申請地の現状は２０年度は水稻を栽培している。

借受人は元■■■■で、ショウガの栽培を研修し、１月から独立してショウガを栽培する予定であり、機械類は順次準備しているとのこと。

地域との調和要件は問題ありません。

眞辺推進委員

１３２番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■川に繋がる■■■■橋の西側の休耕地です。

借受人は■■■■を卒業して、来年で３年目のショウガ専業農家です。現在、主要農機具は動力噴霧器のみですが、トラクター、管理機等はグループの持ち物をリースし、今後順に揃えとのこと です。地域との調和要件も満たしており、何の問題ありません。

議長（田村会長職務代理）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（田村会長職務代理）

質問等がありませんので、お諮りします。第３号議案の１２３番から１３２番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（田村会長職務代理）

賛成全員。よって、第２号議案の１２３番から１３２番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、１３３番を審議します。１３３番については２番田村委員からの申請のため、２番田村委員の退席を求めます。

【2番田村委員退席】

議長（田村会長職務代理）

2番田村委員が退席しましたので、133番について事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、133番について説明します。

貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、西組字■■■■番地目は田で、面積が2,943㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が反当たり2万円。作付け予定はニラで、設定期間が令和2年11月1日から令和12年10月31日までの10年間です。

説明は以上です。

議長（田村会長職務代理）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

野村推進委員

133番について報告します。申請地は■■■■集落の東約250mで、北側が■■■■、東側が■■■■川に沿った水田です。

借受人は主にニラを栽培する専業農家で、申請地ではニラを栽培しており、農機具類も所有し、経営状況にも問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（田村会長職務代理）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（田村会長職務代理）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案の133番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（田村会長職務代理）

賛成全員。よって、第3号議案の133番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

2番田村委員の着席を求めます。

【2番田村委員着席】

議長（田村会長職務代理）

2番田村委員が着席しましたので、つづきまして、134番と135番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、134番と135番について説明します。

134番は、貸し手が■■■の■■■■さん、借り手が■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番■■■。地目は畑で、面積が258㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が全体で玄米90kg。使用用途は夜冷倉庫で、設定期間が令和2年11

月１日から令和５年３月３１日までの２年５ヶ月間です。

１３５番は、貸し手が■■■■さんの相続人代表である、■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、東組字■■■■番。地目は畑で、面積が７４４㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃が全体で２万円。作付け予定はショウガで、設定期間が令和３年１月１日から令和５年１２月３１日までの３年間です。

説明は以上です。

議長（田村会長職務代理）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

４番氏原委員

１３４番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、貸付人の家のすぐ下の土地で、イチゴ苗の夜冷ハウスがあります。

借受人は主にイチゴと水稻を栽培する専業農家で、申請地は今までどおり栽培用に使うとのこと。農機具類も所有し、また世帯の経営状況にも問題はありません。地域との調和要件も問題ありません。

眞辺推進委員

１３５番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の西方約７０ｍの休耕地です。借受人は■■■■を卒業して、来年で３年目のショウガ専業農家です。現在、主要農機具は動力噴霧器のみですが、トラクター、管理機等はグループの持ち物をリースし、今後順に揃えとのこと。地域との調和要件も満たしており、何の問題もありません。

議長（田村会長職務代理）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（田村会長職務代理）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案の134番と135番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（田村会長職務代理）

賛成全員。よって、第3号議案の134番と135番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

つづきまして、136番を審議しますが、私の案件となりますので、代わりの議長として1番藤原委員を指名します。藤原委員、よろしくお願いします。

議長（藤原委員）

それでは、田村会長職務代理に代わりまして、早速議事進行に移りたいと思います。

136番につきましては、4番氏原委員と5番田村委員からの申請のため、4番氏原委員と5番田村委員の退席を求めます。

【4番氏原委員、5番田村委員退席】

議長（藤原委員）

4番氏原委員と5番田村委員が退席したので、136番について事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、136番について説明します。

貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、永野字■■■■番。地目は田で、面積が1,941㎡。

賃貸借権の再設定で、借り賃が反当たり5万円。作付け予定は野菜で、設定期間が令和2年11月1日から令和12年10月31日までの10年間です。

説明は以上です。

議長（藤原委員）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

眞辺推進委員

136番について報告します。申請地は■■■■地区にあり、■■■■線と、■■■■の交わる信号から西に約70mの右手で、■■■■線の北東、■■■■川の左岸に位置するビニールハウスです。

借受人は主にニラを栽培する専業農家で、申請地ではニラを栽培する予定とのことです。農機具類も所有し、また世帯の経営状況も問題ありません。地域との調和要件も問題ありません。

議長（藤原委員）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（藤原委員）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案の136番について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（藤原委員）

賛成全員。よって、第3号議案の136番は原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

4番氏原委員と5番田村委員の着席を求めます。

【4番氏原委員、5番田村委員着席】

議長（藤原委員）

それでは、これで臨時の議長を終えます。皆様のご協力ありがとうございました。

議長（田村会長職務代理）

その他に移ります。事務局の説明を求めます。

事務局（森田事務局長）

昨年度開催しました移動農業委員会や座談会につきまして、今年度の開催をどうするか、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。今年はコロナの関係もあります。感染対策を行って開催するのか。地区で開催したいという手が上がらなければ、今年度は控えるというのも一つの考え方ではないかと思いますが、どうでしょうか。

事務局（前田主任）

昨年度は移動農業委員会を黒岩地区で開催しましたが、文化祭の日に開催しており、現在は多人数の集まるイベントは恐らく軒並みキャンセルとなっていると思われますので、今年度はそういったイベントと連動するような開催の仕方は無理ではないでしょうか。

事務局（森田事務局長）

以前は斗賀野地区で座談会をしたと思いますが、開催してほしいといった声があるでしょうか。

なければ、年度当初の計画にも移動農業委員会や座談会の開催をあげていましたが、今年は開催を見合わせ、来年度以降に状況に応じて開催するということでしょうか。

【全員、異議なし】

議長（田村会長職務代理）

それでは、今年度の移動農業委員会、座談会については開催しないこととします。

その他、特にないようなので、以上をもちまして、第４回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。

次回の定例総会は１１月２７日、金曜日、午後１時３０分から佐川町商工会館２階で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長 :

議事録署名委員 :

議事録署名委員 :
